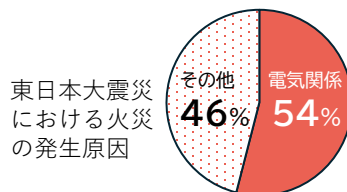


地震発生による電気火災の対策を！ 美浜町感震ブレーカー設置事業補助金のご案内

大規模地震発生時の電気火災の防止や被害を抑制することを目的に、感震ブレーカー設置費用を支援します。

感震ブレーカーとは

地震が発生し揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動で止める器具です。
不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、電気火災を防止する有効な手段です。



※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」より作成

申請期間

令和8年7月1日(水)から令和11年2月28日(水)まで

対象者

町内に住所を有する次のいずれかに該当する方

- ①町内の既存の住宅等に居住する方
- ②住宅等を新築し、または購入しようとする方

補助対象経費

感震ブレーカーの購入費および設置費

補助金額

対象経費の3分の2以内の額【**上限額 20,000円**】

感震ブレーカーの種類

製品ごとの特長・注意点を踏まえ、適切に選びましょう。

分電盤タイプ(内蔵型)

分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。

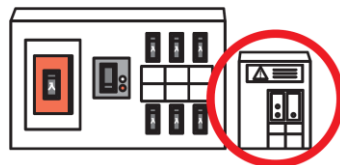
費用：約5～8万円（標準的なもの）
※電気工事が必要



分電盤タイプ(後付型)

分電盤に感震機能を外付けするタイプで、センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。
※漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能

費用：約2万円
※電気工事が必要



コンセントタイプ

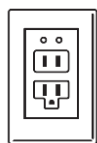
コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断します。

費用：約5千円～2万円

(埋込型)

壁面などに取り付けて使うもの

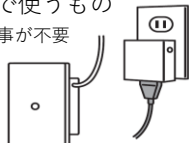
※電気工事が必要



(タップ型)

既存のコンセントに差し込んで使うもの

※電気工事が不要

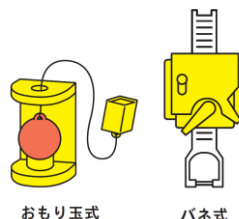


簡易タイプ

ばねの作動や重りの落下などによりブレーカーを切って電気を遮断します。

費用：約2～4千円程度

※ホームセンターや家電量販店で購入可能（電気工事不要）



おもり玉式

パネ式

内閣府作成「地震火災の原因と感震ブレーカー等による対策」チラシ
(https://www.bousai.go.jp/jishin/kanshin_breaker.html) を加工して作成

※詳しくは、**裏面**または**町ホームページ**をご確認ください。

補助金の名称

美浜町感震ブレーカー設置事業補助金

対象者

町内に住所を有する方で、次のいずれにも該当する方

(1) 次のいずれかに該当する方であること。

ア 町内の既存の住宅等に居住する方

イ 自ら居住するために町内に住宅等を新築し、又は購入しようとする方

(2) 補助対象者が住宅等の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること。

(3) 本人が属する世帯の世帯員全員に町税等の滞納がないこと。

※住宅等とは、住宅、併用住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅）および共同住宅（複数の世帯が住む集合住宅。）をいいます。

補助対象経費

感震ブレーカーの購入費および設置費（設置を事業者に委託した場合に限ります。）

補助金額

対象経費の3分の2以内の額【**上限額 20,000円**】（ただし、100円未満は切り捨て）

対象機器

分電盤タイプ（内蔵型・後付型）

一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格（JWDS 0007付2）で定める構造及び機能を有するもの



見本

コンセントタイプ・簡易タイプ

一般社団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの



申請に必要なもの

- (1) 交付申請書兼請求書
- (2) 領収書等の原本又はその写し
(購入、工事の内訳が分かるもの)
- (3) 設置した感震ブレーカーの仕様が分かるもの
- (4) 感震ブレーカーの設置状態が確認できる写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

注意して欲しいこと

■申請期間は、

①購入または設置日から60日以内

②令和11年2月28日まで

※①②のどちらか早い日まで

■補助は、1世帯あたり1回限り

■申請前に必ず補助金要綱を確認してください。

※ 詳しくは町HPを確認ください。



留意事項

感震ブレーカーの設置にあたっては、

急に電気が止まっても困らないための対策と合わせて取り組むことが大切です。

- 生命の維持に直結するような医療用機器を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 夜間の照明確保のために、停電時に作動する足元灯や懐中電灯などの照明器具を常備しましょう。

【お問合せ・申請書等の提出先】

美浜町役場庁舎2階 エネルギー政策課 TEL0770-32-6716